

「保育所等関連状況取りまとめ（令和7年4月1日）」を公表します

第12回子ども・子育て支援等分科会
令和7年10月20日

参考資料 2

こども家庭庁では、このほど、令和7年4月1日時点での保育所等の定員や待機児童の状況を取りまとめましたので公表します。

【保育所等関連状況取りまとめのポイント】

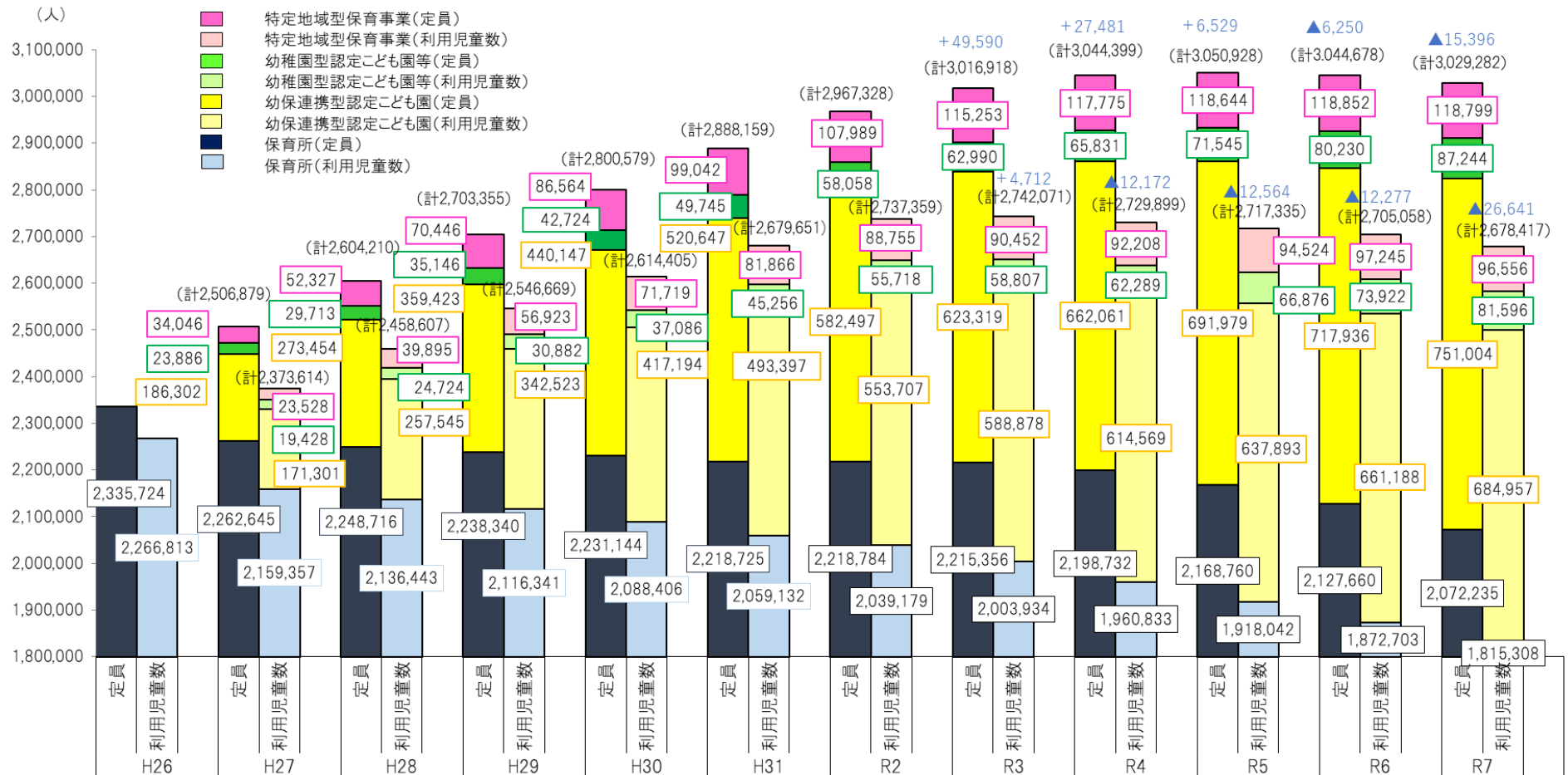
- 保育所等利用定員*は303万人（前年比1.5万人の減少）
- 保育所等を利用する児童の数は268万人（前年比2.7万人の減少）
- 待機児童数は2,254人で前年比313人の減少
 - ・待機児童のいる市区町村は、前年から6減少して211市区町村。
 - ・待機児童が100人以上の市区町村は1市。
- 定員充足率は88.4%（前年比0.4%の減少）

* 保育所等利用定員：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員

保育所等利用児童数等の状況①

(保育所等定員数及び利用児童数の推移)

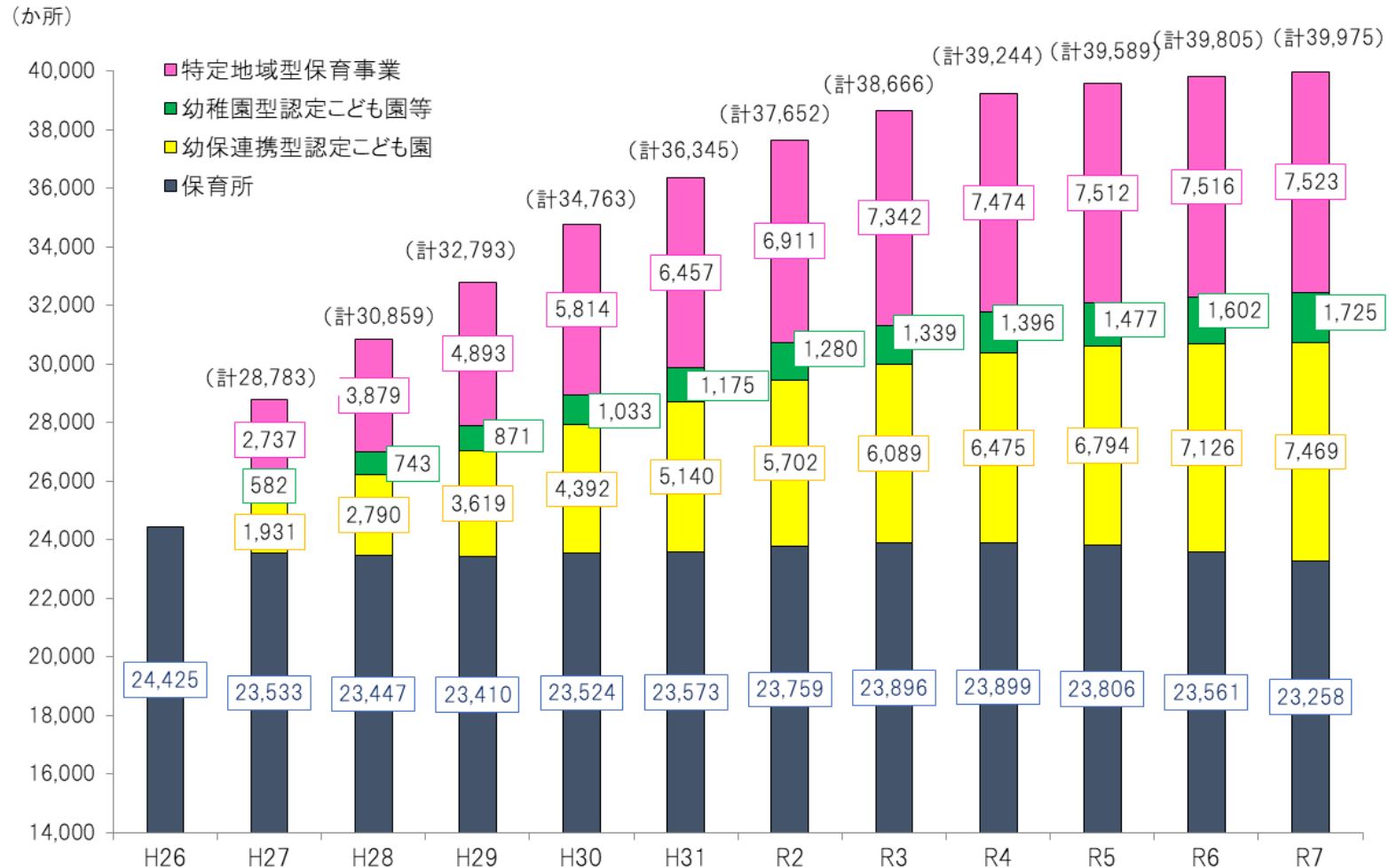
- 令和7年4月1日時点の保育所等の定員は3,029,282人（対前年▲15,396人（▲0.5%））。
- 保育所等を利用する児童の数は2,678,417人（対前年▲26,641人（▲1.0%））



保育所等利用児童数等の状況②

(保育所等数の推移)

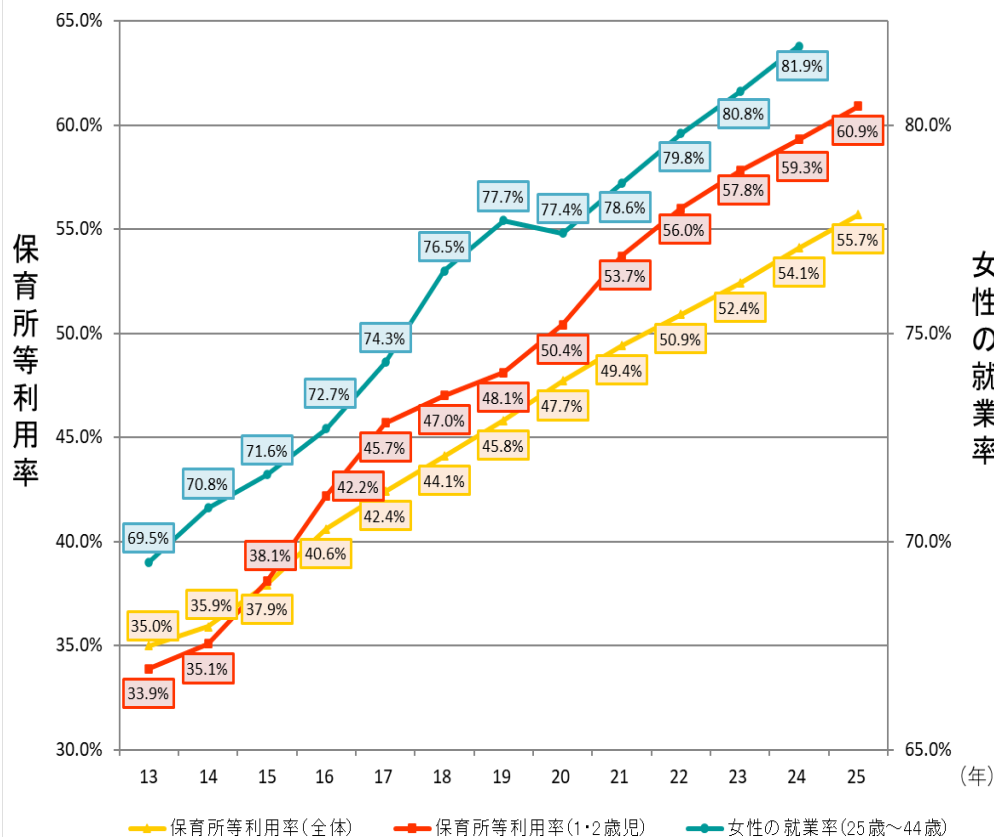
○ 令和7年4月1日時点の保育所等数は39,975か所（対前年170か所増（+0.4%））



保育所等利用児童数等の状況③

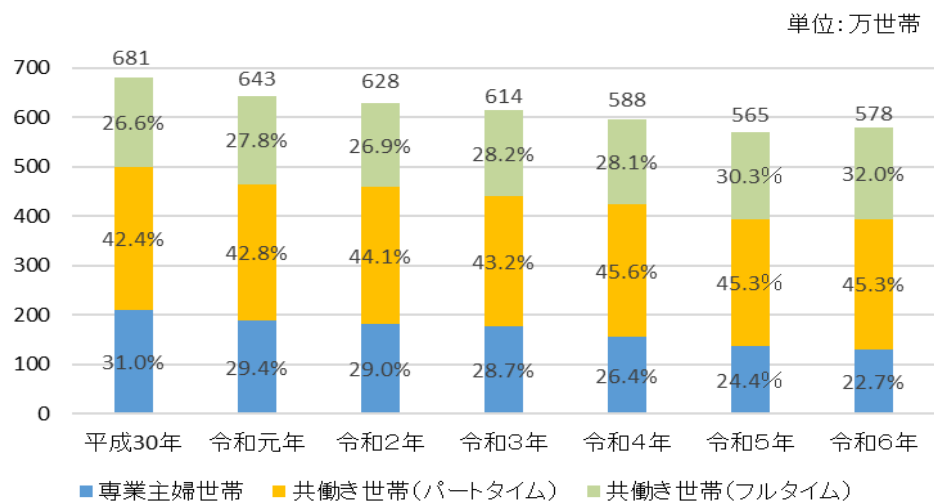
- 令和7年4月1日時点の保育所等利用率は全年齢平均で**55.7%**と就学前児童数の過半数を占める。
- 女性の就業率について、令和6年は**81.9%**（対前年1.1%増）。
- 共働き世帯の割合について、令和6年は**77.3%**（対前年1.7%増）。

女性の就業率と保育所等利用率の推移



※保育所等利用率：当該年齢の保育所等利用児童数÷当該年齢の就学前児童数
 ※女性の就業率：総務省統計局「労働力調査」

共働き世帯数の推移



【参考】年齢区分別の就学前児童数

	令和7年4月（注1）	令和6年4月（注2）
3歳未満児（0～2歳）	2,270,000人	2,382,000人
うち0歳児	716,000人	757,000人
うち1・2歳児	1,554,000人	1,625,000人
3歳以上児	2,536,000人	2,621,000人
全年齢児計	4,806,000人	5,003,000人

（注1）人口推計年報（令和6年10月1日）

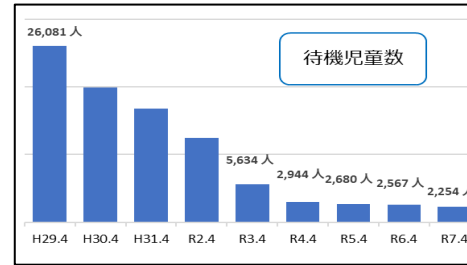
（注2）人口推計年報（令和5年10月1日）

令和7年4月の待機児童数のポイント

① 待機児童の状況

待機児童数：2,254人（対前年▲313人）

- ・約**87.9%**の市区町村（1,530自治体）で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**5自治体**に減少。
（**100人以上**の自治体は**1自治体**）



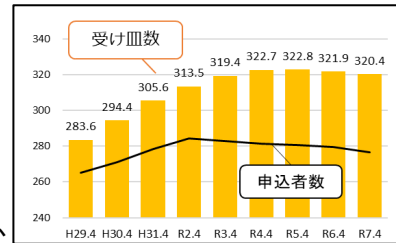
待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R7年度	1,530	206	4	1
	87.9%	11.8%	0.2%	0.1%
対前年	6	▲5	0	▲1
R6年度	1,524	211	4	2

② 待機児童数について

令和7年4月の待機児童数については、

- ・**保育の受け皿拡大**
- ・**就学前人口の減少**



などの要因により減少した地域がある一方で、

- ・**保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**
- ・**申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もある。

③ 今後の見込み

全体的な保育ニーズ（申込者数）は減少傾向にあるが、

- ・**女性就業率（25～44歳）の上昇傾向**（R5:80.8%→R6:81.9%※）
- ・**共働き世帯割合の増加**（R5:75.6%→R6:77.3%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加などの**地域の事情**についても注視が必要。

一方、定員充足率は全国的に逡減傾向にあることから、持続可能な保育機能の確保について検討が必要。

※ 総務省「労働力調査」

今後の取組方針

- 令和7年度以降は、**「保育政策の新たな方向性」**に基づき、地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保していけるよう、取組を進めていく。
- 待機児童が多い自治体等に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い、**各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。
- また、各年度ごとに、**人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るための支援や手厚い支援が必要な児童の受け入れにかかる支援**を行うとともに、**保育士の一層の業務負担軽減及び保育人材の確保**を図っていく。
- また、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっていることから、今後は、地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における**持続可能な保育機能の確保**を進めていく。

令和7年4月1日時点の待機児童数について

- 令和7年4月1日時点の待機児童数は2,254人（対前年▲313人）。
- 待機児童数がピークであった平成29年の26,081人から8年連続で減少しており、平成29年の10分の1以下となっている。

	待機児童数	
	4月1日時点	増減数
2013(平成25)年	22,741人	▲2,084人
2014(平成26)年	21,371人	▲1,370人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人
2016(平成28)年	23,553人	386人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人
2018(平成30)年	19,895人	▲6,186人
2019(平成31)年	16,772人	▲3,123人
2020(令和2)年	12,439人	▲4,333人
2021(令和3)年	5,634人	▲6,805人
2022(令和4)年	2,944人	▲2,690人
2023(令和5)年	2,680人	▲264人
2024(令和6)年	2,567人	▲113人
2025(令和7)年	2,254人	▲313人

保育所等待機児童数等の状況①

- 年齢区分別待機児童数については、3歳未満児が全体の90.6%を占める。特に1・2歳児に多く、全体の83.3%（1,877人／2,254人）を占めている。
- 待機児童数がある市区町村数は211自治体（全市区町村の12.1%）で、前年度から6自治体減。
- 保育の申込者数については、0歳児・1歳児・2歳児・3歳以上児の全てにおいて、令和6年4月から令和7年4月にかけて減少している。

【表3】年齢別の待機児童数及び利用児童数

	R7 待機児童数		R7 利用児童数
低年齢児(0～2歳)	2,041人	(90.6%)	1,077,096人
うち0歳児	164人	(7.3%)	130,437人
うち1・2歳児	1,877人	(83.3%)	946,659人
3歳以上児	213人	(9.4%)	1,601,321人
全年齢児計	2,254人	(100.0%)	2,678,417人

【表4】待機児童数のある市区町村数

※（）は前年4月1日時点

待機児童数	市 区 町 村	
100人以上	1	(2)
50人以上100人未満	4	(4)
1人以上 50人未満	206	(211)
計	211	(217)

（参考）保育の申込者数の7年間の推移

（単位：人）

	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
0歳	168,674	166,730	159,384	158,490	149,011	144,870	141,980
前年比	3,330	▲ 1,944	▲ 7,346	▲ 894	▲ 9,479	▲ 4,141	▲ 2,890
1歳	479,966	486,811	479,542	476,716	489,887	483,168	473,953
前年比	15,309	6,845	▲ 7,269	▲ 2,826	13,171	▲ 6,719	▲ 9,215
2歳	530,934	539,994	534,809	530,396	526,899	540,919	527,718
前年比	10,250	9,060	▲ 5,185	▲ 4,413	▲ 3,497	14,020	▲ 13,201
3歳以上	1,604,315	1,648,673	1,654,431	1,647,055	1,638,881	1,628,242	1,621,584
前年比	42,641	44,358	5,758	▲ 7,376	▲ 8,174	▲ 10,639	▲ 6,658
合計	2,783,889	2,842,208	2,828,166	2,812,657	2,804,678	2,797,199	2,765,235
前年比	71,530	58,319	▲ 14,042	▲ 15,509	▲ 7,979	▲ 7,479	▲ 31,964

保育所等待機児童数等の状況②

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、87.9%の市区町村（1,530）において0人となっている。
- 待機児童は都市部（※）に多く見られる状況にあり、全体の63.0%（待機児童数1,419人）を占めている。
（※）都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市
- 待機児童数の減少数が大きい自治体では、自治体の保育人材の確保などによる利用定員数の拡大も含め、保育の受け皿整備の取組みが待機児童の改善に寄与しているとみられる。

＜待機児童数に増減のあった地方自治体＞

1. 待機児童数の増加数が大きい上位10地方自治体

※待機児童率＝待機児童数／申込者数

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数	申込児童数			R7.4 待機児童率
			R7.4	R6.4	増加数		R7.4	R6.4	増減数	
1	奈良県	橿原市	68	0	68	65	2,509	2,652	▲ 143	2.71%
2	大阪府	大阪狭山市	38	0	38	0	1,635	1,569	66	2.32%
3	和歌山県	海南市	33	0	33	0	806	795	11	4.09%
4	滋賀県	草津市	48	17	31	5	4,553	4,489	64	1.05%
5	大阪府	高石市	34	8	26	30	1,461	1,453	8	2.33%
6	滋賀県	近江八幡市	40	15	25	50	2,329	2,251	78	1.72%
7	大阪府	藤井寺市	24	3	21	▲ 5	1,433	1,350	83	1.67%
8	埼玉県	戸田市	18	0	18	64	3,783	3,739	44	0.48%
9	奈良県	田原本町	22	5	17	10	764	756	8	2.88%
10	福岡県	中間市	16	0	16	1	745	741	4	2.15%

2. 待機児童数の減少数が大きい上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数	申込児童数			R7.4 待機児童率
			R7.4	R6.4	減少数		R7.4	R6.4	増減数	
1	滋賀県	大津市	132	184	▲ 52	8	9,478	9,575	▲ 97	1.39%
2	兵庫県	西宮市	76	121	▲ 45	92	10,287	10,202	85	0.74%
3	沖縄県	読谷村	6	46	▲ 40	10	1,256	1,292	▲ 36	0.48%
4	沖縄県	浦添市	0	35	▲ 35	▲ 102	4,975	5,057	▲ 82	0.00%
5	埼玉県	北本市	0	32	▲ 32	78	1,126	1,068	58	0.00%
6	三重県	東員町	0	31	▲ 31	▲ 8	555	671	▲ 116	0.00%
6	滋賀県	守山市	27	58	▲ 31	▲ 18	2,599	2,569	30	1.04%
8	神奈川県	鎌倉市	9	34	▲ 25	106	3,048	3,023	25	0.30%
8	福岡県	岡垣町	0	25	▲ 25	100	461	441	20	0.00%
10	沖縄県	名護市	4	27	▲ 23	38	3,047	3,201	▲ 154	0.13%

<待機児童数の多い上位10地方自治体>

※待機児童率＝待機児童数／申込者数

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数	申込児童数			R7.4 待機児童率
			R7.4	R6.4	増減数		R7.4	R6.4	増減数	
1	滋賀県	大津市	132	184	▲ 52	8	9,478	9,575	▲ 97	1.39%
2	兵庫県	西宮市	76	121	▲ 45	92	10,287	10,202	85	0.74%
3	奈良県	橿原市	68	0	68	65	2,509	2,652	▲ 143	2.71%
4	兵庫県	明石市	56	50	6	100	10,281	10,097	184	0.54%
4	三重県	四日市市	56	72	▲ 16	▲ 38	5,990	5,943	47	0.93%
6	滋賀県	草津市	48	17	31	5	4,553	4,489	64	1.05%
7	東京都	世田谷区	47	58	▲ 11	27	20,022	19,946	76	0.23%
8	沖縄県	北谷町	42	38	4	8	1,007	1,016	▲ 9	4.17%
10	滋賀県	近江八幡市	40	15	25	50	2,329	2,251	78	1.72%
10	東京都	町田市	40	28	12	33	9,082	9,026	56	0.44%

【表5】都市部とそれ以外の地域の待機児童数

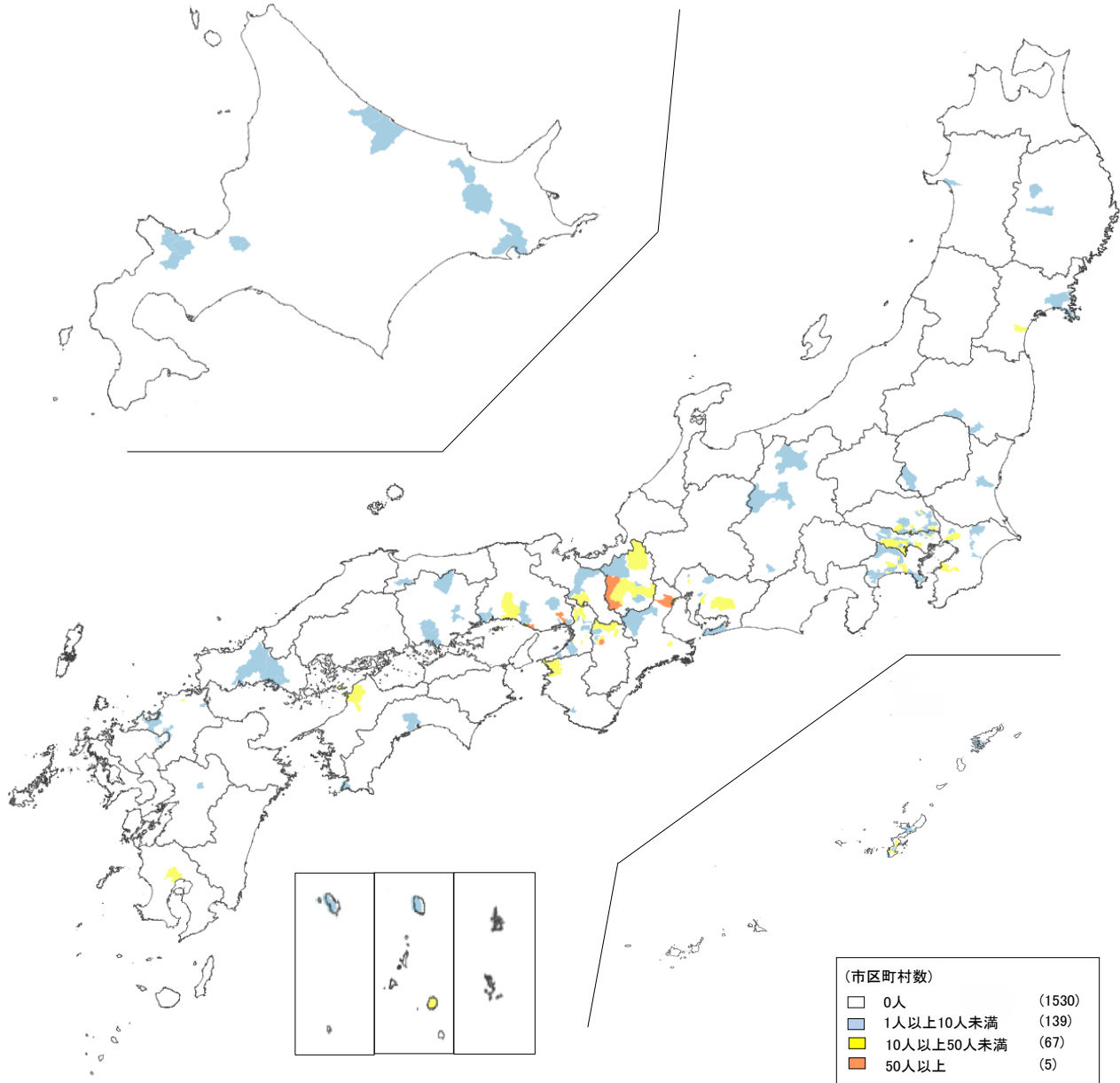
	利用児童数 (%)	待機児童数 (%)
7 都府県・指定都市・中核市	1,700,608人 (63.5%)	1,419人 (63.0%)
その他の道県	977,809人 (36.5%)	835人 (37.0%)
全国計	2,678,417人 (100.0%)	2,254人 (100.0%)

【表6】都市部とそれ以外の地域の待機児童率

	申込者数 (%)	待機児童率 (%)
7 都府県・指定都市・中核市	1,764,695人 (63.8%)	0.08%
その他の道県	1,000,540人 (36.2%)	0.08%
全国計	2,765,235人 (100.0%)	0.08%

(待機児童率: 待機児童数÷申込者数)

【参考】令和7年4月1日 全国待機児童マップ(市区町村別)



(市区町村数)	
0人	(1530)
1人以上10人未満	(139)
10人以上50人未満	(67)
50人以上	(5)

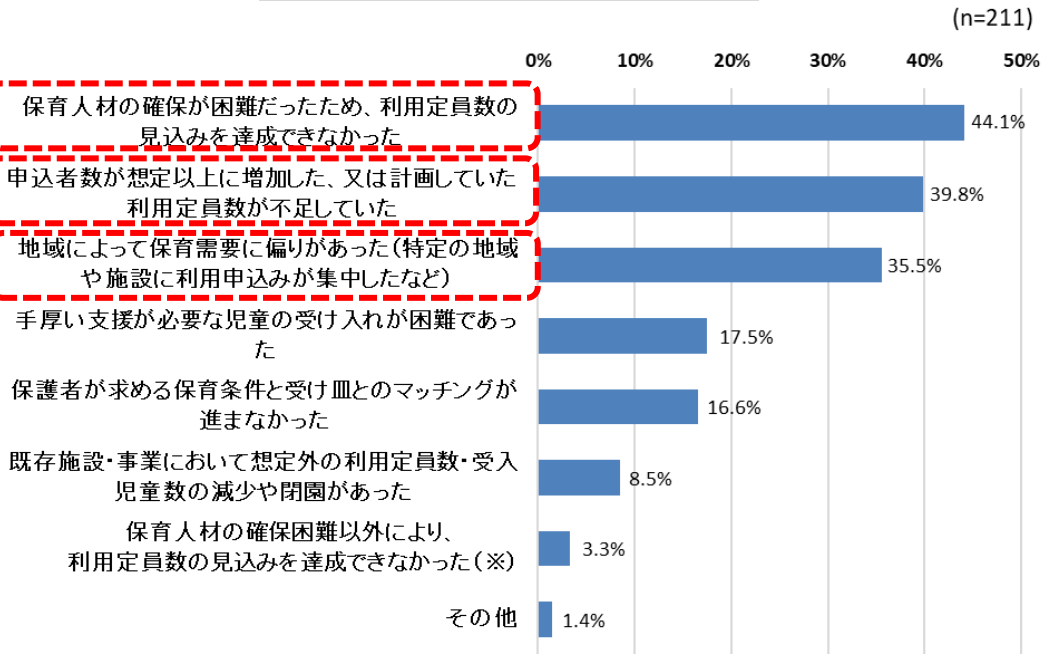
都道府県	待機児童数	待機児童率	参考	
			(R6) 待機児童数	増減
	人	%	人	人
北海道	34	0.04	28	6
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	5	0.02	22	▲ 17
宮城県	17	0.04	18	▲ 1
秋田県	5	0.03	2	3
山形県	0	0.00	0	0
福島県	5	0.01	17	▲ 12
茨城県	1	0.00	4	▲ 3
栃木県	3	0.01	0	3
群馬県	0	0.00	12	▲ 12
埼玉県	208	0.14	241	▲ 33
千葉県	91	0.07	83	8
東京都	339	0.11	361	▲ 22
神奈川県	138	0.08	188	▲ 50
新潟県	0	0.00	0	0
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	0	0.00	0	0
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	10	0.02	30	▲ 20
岐阜県	0	0.00	1	▲ 1
静岡県	0	0.00	16	▲ 16
愛知県	51	0.03	57	▲ 6
三重県	84	0.22	108	▲ 24
滋賀県	335	0.87	353	▲ 18
京都府	15	0.03	14	1
大阪府	194	0.10	111	83
兵庫県	199	0.17	256	▲ 57
奈良県	186	0.69	135	51
和歌山県	53	0.29	22	31
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	0	0.00	0	0
岡山県	22	0.05	31	▲ 9
広島県	0	0.00	0	0
山口県	9	0.03	14	▲ 5
徳島県	0	0.00	0	0
香川県	1	0.00	3	▲ 2
愛媛県	13	0.05	0	13
高知県	10	0.06	5	5
福岡県	29	0.02	57	▲ 28
佐賀県	8	0.04	6	2
長崎県	0	0.00	0	0
熊本県	4	0.01	4	0
大分県	0	0.00	0	0
宮崎県	0	0.00	0	0
鹿児島県	14	0.04	12	2
沖縄県	171	0.29	356	▲ 185
計	2,254	0.08	2,567	▲ 313

※ 待機児童率 = 待機児童数 / 申込者数

待機児童を解消できなかった要因

- 令和7年4月時点で待機児童のいる自治体に対して待機児童を解消できなかった要因を尋ねたところ、**保育人材の確保が困難（44.1%）**が最も多く、そのほか、**申込者数の想定以上の増加、又は計画していた利用定員数の不足（39.8%）**、**保育需要の地域偏在（35.5%）**が上位にあげられている。
- 待機児童が特に多い自治体における事情については、例えば、待機児童を解消できなかった主な要因について、滋賀県大津市は「保育人材の確保が困難だったため、利用定員数の見込みを達成できなかった」、兵庫県西宮市は「申込者数が想定以上に増加した、又は計画していた利用定員数が不足していた」や「地域によって保育需要に偏りがあった（特定の地域や施設に利用申込みが集中したなど）」と回答している。
- なお、待機児童のいる211自治体のうち、前年より待機児童が増加した自治体は109自治体（対前年同）あり、そのうち54自治体が昨年度は待機児童が0人であり、待機児童解消後も保育ニーズの動向に注視する必要がある。

待機児童を解消できなかった要因



待機児童数の多い上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込者増加数
			R7.4	R6.4	対前年比(R7-R6)		
1	滋賀県	大津市	132	184	▲ 52	8	▲ 97
2	兵庫県	西宮市	76	121	▲ 45	92	85
3	奈良県	橿原市	68	0	68	65	▲ 143
4	三重県	四日市市	56	72	▲ 16	▲ 38	47
4	兵庫県	明石市	56	50	6	100	184
6	滋賀県	草津市	48	17	31	5	64
7	東京都	世田谷区	47	58	▲ 11	27	76
8	沖縄県	北谷町	42	38	4	8	▲ 9
10	東京都	町田市	40	28	12	33	56
10	滋賀県	近江八幡市	40	15	25	50	78

待機児童数の増加数が多い上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込者増加数
			R7.4	R6.4	対前年比(R7-R6)		
1	奈良県	橿原市	68	0	68	65	▲ 143
2	大阪府	大阪狭山市	38	0	38	0	66
3	和歌山県	海南市	33	0	33	0	11
4	滋賀県	草津市	48	17	31	5	64
5	大阪府	高石市	34	8	26	30	8
6	滋賀県	近江八幡市	40	15	25	50	78
7	大阪府	藤井寺市	24	3	21	▲ 5	83
7	埼玉県	戸田市	18	0	18	64	44
9	奈良県	田原本町	22	5	17	10	8
10	福岡県	中間市	16	0	16	1	4

(※)建設事業者や建設資材の確保困難、工事の遅延・中止、近隣住民への説明・合意形成が困難等
備考) 令和7年4月時点で待機児童が存在する自治体に対して尋ねた結果(複数選択可)

待機児童の多い上位10自治体等の状況（R7調査結果）

- 令和7年4月時点で待機児童の多い上位10自治体及び待機児童数の増加数が多い上位10自治体について、ヒアリングを実施。
- 令和7年4月の待機児童を解消できなかった要因としては、「保育人材の確保が困難」「申込者数の想定以上の増加、又は計画していた利用定員数の不足」「保育需要の地域偏在」等があげられている。

保育人材の確保

- ・ 退職や育休などの理由で保育士が減少したことで、保育の受け皿の確保が難しくなった。
- ・ 施設整備及び既存保育所の弾力化で対応する予定だったが、保育士の退職等により受け皿の確保が難しくなってしまった。
- ・ 保育士の退職により、定員までの受入れを行うことができず、待機児童が発生してしまった。
- ・ 保育士不足を理由とした保育所の休園や開設予定だった保育所の開設延期などにより、待機児童が発生してしまった。

申込者数の想定以上の増加又は計画していた利用定員数の不足

- ・ 求職活動中を理由に保育所を希望される方が増えるなど、保育の必要性のある方が想定以上に増えたため。
- ・ 未就学児は減少している一方で入所希望者は増加しており、保育ニーズが増加していること、子育て世帯の転入者が増加していることなどにより、待機児童が発生してしまった。
- ・ 共働き世帯が増え、今まで受け皿となっていた幼稚園の需要が減り、保育所の需要が増えている。

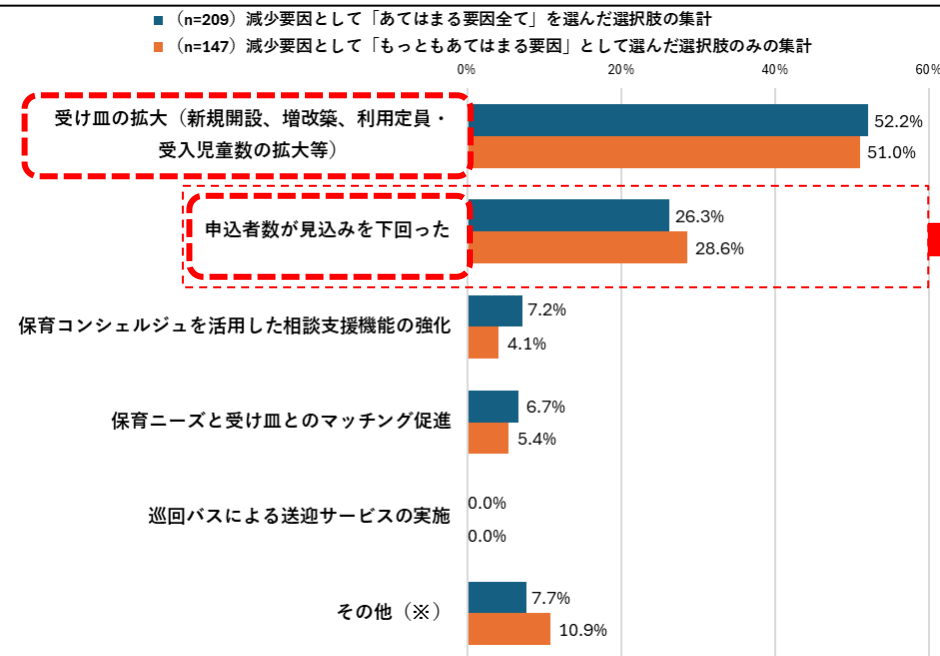
その他

- ・ 保育士の加配が必要な児童の増加や保育所の受け入れ体制整備の不足等により、配置基準どおりに児童を受け入れることが難しい施設が複数あり、保育の受け皿確保が間に合わなかった。
- ・ 宅地開発に合わせて開設予定であった認定こども園が、工事の関係で開設予定が延期になった。
- ・ 保育所を新設する際、人口減少下で事業者も手挙げに慎重になっており、事業者募集も難しい。
- ・ 入所利用調整にあたり、利用可能な保育所等について、より保護者のニーズを反映した整理に変更したため。

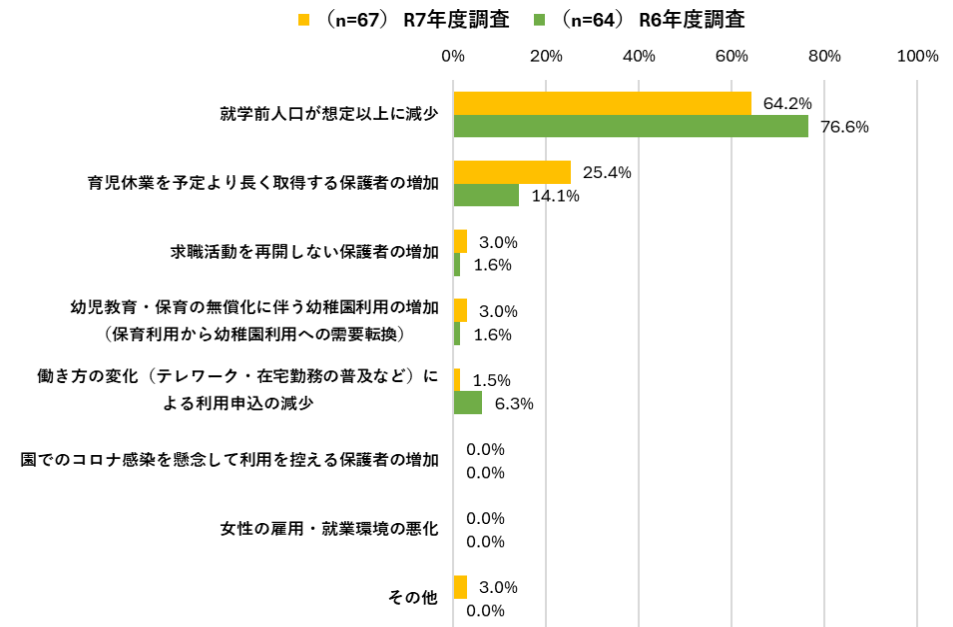
待機児童数が減少した要因

- 令和7年の待機児童数が前年から減少した自治体に、その要因についてアンケート調査を実施したところ、**受け皿の拡大(52.2%)**のほか、**申込者数が見込みを下回った(26.3%)**ことが多くあげられている。
- 申込者数が見込みを下回った理由としては、昨年同様、**就学前人口の想定以上の減少**を選択する自治体が最も多いが、昨年よりも割合は減少している。一方で、**育児休業を予定より長く取得する保護者の増加**を選択する自治体の割合が増加している。

待機児童数が減少した要因



申込者数が見込みを下回った理由



（※）医療的ケア児保育の開始、広域利用の拡大、加配が必要な児童の申込の減少等

備考）令和7年の待機児童数が前年（令和6年）から減少した自治体に対してその要因を尋ねた結果

備考）左のグラフにおいて「申込者数が見込みを下回った」を選択した自治体に尋ねた結果（複数選択可）

(参考) 保育所等利用待機児童数調査における除外4類型について

- 待機児童とは、保育園等の利用申込者数から、保育園等を実際に利用している者の数及び「除外4類型」(※)を除いた数としている。
- この除外4類型については、平成29年3月に、有識者会議の検討を踏まえ、市町村ごとの運用上のばらつきを絞り込む方向に統一・是正し、待機児童の定義が広がる見直しを行った。

(※)保育所等利用待機児童数調査における待機児童に含めない「除外4類型」及びその取扱いは以下のとおり(平成29年4月以降)。

【特定の保育所等のみ希望している者】

○「他に利用可能な保育所」の判断については、**地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて判断する。**

※他に利用可能な保育所等とは、「開所時間が保護者の需要に对应している」または「立地条件が登園するのに無理がない(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園可能等)」に該当するもの。

○申請書に記載された希望園等によって一律に判断するのではなく、**他に利用可能な保育所等の情報の提供を行うとともに、保護者の意向を丁寧に確認する。**

※情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、その例として、「入所保留通知発出に併せて他に利用可能な保育所等の情報を送付」や「電話・メール等で他に利用可能な保育所等の情報を提供」等

【求職活動を休止している者】

○**保護者が求職活動を行っておらず、「保育の必要性」が認められない状況にあることを確認する。**

※個別に確認する例として、「電話・メール等で保護者に求職活動状況を聴取」や「求職活動状況を証明できる書類の提出を求める」等

【育児休業中の者】

○**育児休業中の保護者について、入園できたときに復職することを、入園保留通知発出後や4月1日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。**

※具体的な確認方法の例として、「入園申込書に復職意向を確認するためのチェック欄を設ける」、「電話・メール等で復職意向を聴取」等

【地方単独保育施策を利用している者】

○**地方公共団体が一定の施設等基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するの)を対象とする。**

	申込者数	保育所等を利用している者	特例保育等を利用している者	除 外 4 類 型					待機児童数
				育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	地方単独事業を利用している者	求職活動を休止している者	小計	
平成28年4月	2,559,465	2,458,607	9,951	7,229	35,985	16,963	7,177	67,354	23,553
平成29年4月	2,650,100	2,546,669	8,126	5,528	38,978	16,744	7,974	69,224	26,081
平成30年4月	2,712,359	2,614,405	10,160	4,966	41,002	14,157	7,774	67,899	19,895
平成31年4月	2,783,889	2,679,651	13,539	6,787	46,724	13,120	7,296	73,927	16,772
令和2年4月	2,842,208	2,737,359	17,570	10,585	46,666	10,656	6,933	74,840	12,439
令和3年4月	2,828,166	2,742,071	16,880	13,278	37,954	7,605	4,744	63,581	5,634
令和4年4月	2,812,657	2,729,899	18,531	15,199	35,656	6,199	4,229	61,283	2,944
令和5年4月	2,804,678	2,717,335	18,495	17,651	37,781	6,308	4,428	66,168	2,680
令和6年4月	2,797,199	2,705,058	18,542	19,752	40,480	6,055	4,745	71,032	2,567
令和7年4月	2,765,235	2,678,417	20,075	15,043	39,469	5,531	4,446	64,489	2,254
差引(R7-R6)	▲ 31,964	▲ 26,641	1,533	▲ 4,709	▲ 1,011	▲ 524	▲ 299	▲ 6,543	▲ 313

※保育所等：認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

※特例保育等：特例保育、認可化移行支援事業、幼稚園における預かり保育事業等、企業主導型保育事業

都道府県別保育所等利用状況（令和7年4月1日）

○ 全国の保育所等利用定員は3,029,282人であり、定員充足率（利用児童数／保育所等利用定員）は88.4%。

令和7年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
全国	3,029,282人	2,765,235人	2,678,417人	2,254人	88.4%
(参考) 令和6年度	3,044,678人	2,797,199人	2,705,058人	2,567人	88.8%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
北海道	92,954人	85,729人	82,689人	34人	89.0%
青森県	30,536人	26,105人	25,731人	0人	84.3%
岩手県	30,242人	25,930人	25,404人	5人	84.0%
宮城県	46,914人	44,058人	43,319人	17人	92.3%
秋田県	22,827人	18,803人	18,483人	5人	81.0%
山形県	28,396人	23,773人	23,498人	0人	82.8%
福島県	38,905人	33,368人	32,842人	5人	84.4%
茨城県	66,826人	60,143人	58,370人	1人	87.3%
栃木県	45,270人	39,718人	38,825人	3人	85.8%
群馬県	50,074人	44,187人	43,604人	0人	87.1%
埼玉県	147,829人	144,345人	137,664人	208人	93.1%
千葉県	138,581人	128,851人	124,687人	91人	90.0%
東京都	339,515人	320,062人	306,883人	339人	90.4%
神奈川県	182,465人	182,555人	174,600人	138人	95.7%
新潟県	63,710人	52,156人	51,848人	0人	81.4%
富山県	31,713人	26,271人	25,933人	0人	81.8%
石川県	37,313人	30,848人	30,734人	0人	82.4%
福井県	27,471人	22,460人	22,280人	0人	81.1%
山梨県	23,920人	18,820人	18,143人	0人	75.8%
長野県	60,634人	46,636人	46,242人	10人	76.3%
岐阜県	43,757人	35,106人	34,884人	0人	79.7%
静岡県	76,873人	67,727人	65,887人	0人	85.7%
愛知県	191,061人	162,433人	158,254人	51人	82.8%
三重県	44,049人	37,776人	36,635人	84人	83.2%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
滋賀県	39,632人	38,429人	36,128人	335人	91.2%
京都府	59,845人	54,400人	53,368人	15人	89.2%
大阪府	195,882人	197,972人	186,997人	194人	95.5%
兵庫県	119,061人	118,453人	112,693人	199人	94.7%
奈良県	29,341人	26,918人	25,325人	186人	86.3%
和歌山県	21,440人	18,588人	18,282人	53人	85.3%
鳥取県	18,895人	14,872人	14,811人	0人	78.4%
島根県	21,905人	19,286人	19,205人	0人	87.7%
岡山県	50,338人	46,141人	45,145人	22人	89.7%
広島県	73,524人	63,530人	61,999人	0人	84.3%
山口県	28,837人	26,653人	25,921人	9人	89.9%
徳島県	17,697人	15,413人	15,002人	0人	84.8%
香川県	26,144人	21,627人	21,371人	1人	81.7%
愛媛県	29,484人	24,967人	24,470人	13人	83.0%
高知県	22,564人	17,623人	17,563人	10人	77.8%
福岡県	130,420人	124,315人	119,758人	29人	91.8%
佐賀県	25,891人	22,824人	22,446人	8人	86.7%
長崎県	36,976人	33,340人	33,073人	0人	89.4%
熊本県	54,928人	50,360人	49,585人	4人	90.3%
大分県	28,300人	25,790人	24,860人	0人	87.8%
宮崎県	32,443人	29,169人	28,985人	0人	89.3%
鹿児島県	40,573人	37,428人	36,381人	14人	89.7%
沖縄県	63,327人	59,277人	57,610人	171人	91.0%

保育所等における都道府県別の定員充足率（５ヶ年）

- 定員充足率は全国的に逡減傾向にある。
- ただし、自治体内でも地域差があることや、年度途中の入所に対応できるように４月時点では、空きを設けている保育所もあるなど、数値だけでは各保育所の状況を判断できない等の留意が必要。

	令和３年４月	令和４年４月	令和５年４月	令和６年４月	令和７年４月
全国	90.9%	89.7%	89.1%	88.8%	88.4%

都道府県	令和３年４月	令和４年４月	令和５年４月	令和６年４月	令和７年４月
北海道	92.3%	90.6%	89.5%	89.2%	89.0%
青森県	89.3%	87.9%	85.9%	84.7%	84.3%
岩手県	88.6%	86.7%	86.1%	85.7%	84.0%
宮城県	94.3%	93.1%	92.5%	92.9%	92.3%
秋田県	85.9%	84.1%	82.7%	82.0%	81.0%
山形県	89.6%	87.4%	85.3%	83.7%	82.8%
福島県	92.3%	91.3%	89.1%	86.7%	84.4%
茨城県	90.0%	89.1%	88.5%	88.1%	87.3%
栃木県	90.4%	88.6%	87.1%	86.8%	85.8%
群馬県	91.3%	90.5%	88.9%	88.2%	87.1%
埼玉県	93.0%	92.0%	92.2%	92.5%	93.1%
千葉県	90.1%	89.1%	89.4%	90.2%	90.0%
東京都	91.8%	90.5%	90.2%	90.4%	90.4%
神奈川県	96.5%	96.0%	96.1%	96.3%	95.7%
新潟県	85.5%	83.9%	83.7%	83.4%	81.4%
富山県	83.9%	82.6%	82.5%	81.9%	81.8%
石川県	85.6%	84.7%	83.8%	82.7%	82.4%
福井県	86.9%	84.3%	82.6%	81.9%	81.1%
山梨県	82.8%	78.5%	77.7%	76.6%	75.8%
長野県	78.8%	77.7%	76.5%	76.3%	76.3%
岐阜県	82.5%	80.6%	80.4%	80.3%	79.7%
静岡県	88.8%	87.3%	86.8%	86.7%	85.7%
愛知県	83.1%	82.0%	81.7%	81.3%	82.8%
三重県	86.9%	85.3%	85.9%	84.8%	83.2%

都道府県	令和３年４月	令和４年４月	令和５年４月	令和６年４月	令和７年４月
滋賀県	93.3%	92.1%	92.1%	92.1%	91.2%
京都府	93.4%	92.2%	91.3%	90.1%	89.2%
大阪府	96.0%	95.5%	94.9%	95.2%	95.5%
兵庫県	97.6%	96.5%	95.2%	95.2%	94.7%
奈良県	89.4%	88.1%	86.8%	87.1%	86.3%
和歌山県	88.8%	88.1%	87.7%	86.7%	85.3%
鳥取県	85.8%	83.5%	82.2%	81.1%	78.4%
島根県	92.6%	91.4%	89.7%	89.2%	87.7%
岡山県	92.8%	92.4%	91.1%	90.7%	89.7%
広島県	87.0%	85.9%	84.8%	84.1%	84.3%
山口県	91.3%	90.1%	89.1%	88.9%	89.9%
徳島県	87.6%	85.9%	85.3%	83.8%	84.8%
香川県	87.4%	85.8%	84.2%	83.3%	81.7%
愛媛県	88.6%	87.4%	86.1%	84.2%	83.0%
高知県	84.1%	82.4%	81.4%	79.9%	77.8%
福岡県	93.8%	92.7%	92.4%	92.5%	91.8%
佐賀県	91.8%	90.4%	89.9%	88.8%	86.7%
長崎県	93.8%	92.0%	90.6%	90.3%	89.4%
熊本県	95.4%	93.7%	92.7%	91.8%	90.3%
大分県	91.6%	90.3%	89.6%	89.4%	87.8%
宮崎県	94.3%	92.9%	92.0%	91.4%	89.3%
鹿児島県	96.8%	94.4%	93.1%	91.1%	89.7%
沖縄県	94.6%	92.7%	91.8%	92.3%	91.0%

地域ごとの保育所等利用状況について

- 都市部と過疎地域を比較すると、令和7年4月1日時点の定員充足率は都市部が91.3%と全国平均（88.4%）より高い一方で、過疎地域においては74.6%となっている。
- 都市部における定員充足率の推移は5年間で▲3.2%に対して、過疎地域では▲8.4%と減少幅が大きく、今後、特に過疎地域においては利用定員の縮小や施設の統廃合の進行が予想される。
- 全市区町村に人口減少を見据えた対応の検討状況を尋ねたところ、3割を超える自治体が「人口は減少する見込みだが、人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答しており、地域分析等にかかる支援を進めていく必要がある。

令和7年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
都市部(※)	1,850,976人	1,754,598人	1,690,589人	1,397人	91.3%
過疎地域	215,382人	162,873人	160,782人	59人	74.6%

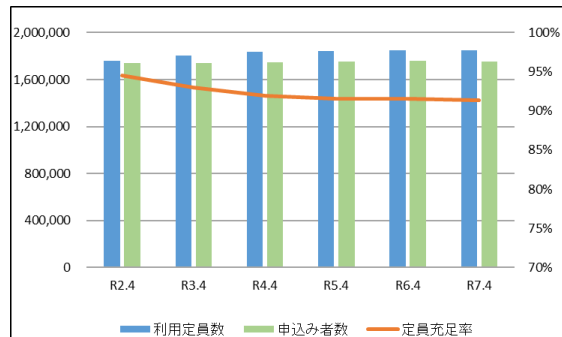
※ 都市部と過疎地域の重複自治体は過疎地域に計上しているため、P.9【表5】【表6】の値と一部異なる。

定員充足率の推移

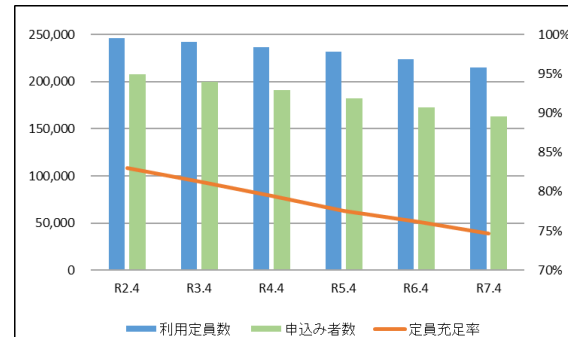
	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
都市部	94.5%	93.0%	92.0%	91.6%	91.6%	91.3%
過疎地域	83.0%	81.3%	79.5%	77.5%	76.2%	74.6%

保育の受け皿等の推移

<都市部>



<過疎地域>



<定義>

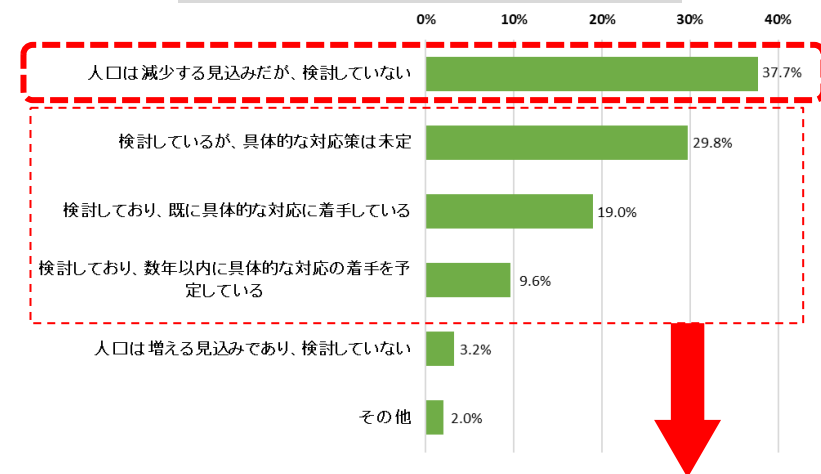
都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他の指定都市・中核市（334自治体）

過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）

※ 埼玉県長瀬町、千葉県勝浦市など、都市部と全部過疎の両方の定義に該当する自治体は都市部には含めず、過疎地域に計上（43自治体）。

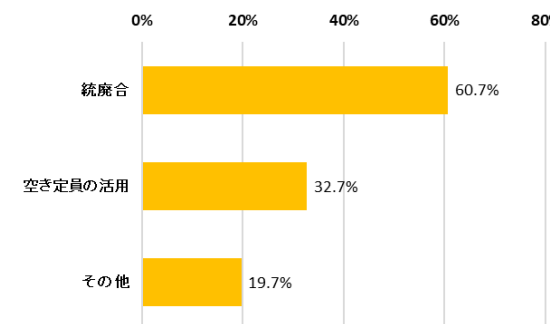
人口減少を見据えた対応の検討状況

(n=1741)



検討内容

(n=1,016)



「保育提供体制の確保のための実施計画」集計結果（令和7年4月1日時点）

令和7年度以降は、令和6年12月20日に取りまとめた「保育政策の新たな方向性」に基づき、待機児童対策とともに、今後は人口減少が進む中での保育機能の確保・強化にも対応していくため、地域によっては統廃合や規模の縮小、保育施設の多機能化等について進めていくことも必要となります。

ついては、引き続き、市区町村ごとに「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成いただくことで保育需要と提供体制の「見える化」を図るとともに、待機児童対策や人口減少対策等に係る補助事業の補助率を嵩上げする等の財政支援を行うこととしております。

○ 全国の市区町村から提出された「保育提供体制の確保のための実施計画」に基づく、申込者数、利用定員数、待機児童数の見込・計画値を集計したところ、**2025（令和7）年4月1日から2029（令和11）年4月1日までの5年間で申込者数（保育ニーズ）は約8.6万人減少**する一方、利用定員数（整備量）は**約2.2万人分増加**する見込み。

	年 齢	2025（令和7）年 4月1日	2026（令和8）年 4月1日	2027（令和9）年 4月1日	2028（令和10）年 4月1日	2029（令和11）年 4月1日
		実績	見込・計画数	見込・計画数	見込・計画数	見込・計画数
申込者数 （保育ニーズ）	0歳児	141,980人	176,102人	175,476人	174,929人	174,169人
	1・2歳児	1,001,671人	985,083人	993,117人	991,939人	988,602人
	3歳以上児	1,621,584人	1,602,641人	1,561,883人	1,529,923人	1,516,483人
	合計	2,765,235人	2,763,826人	2,730,476人	2,696,791人	2,679,254人
利用定員数 （整備量）	0歳児	283,160人	285,453人	286,937人	287,307人	287,515人
	1・2歳児	1,068,452人	1,077,229人	1,085,752人	1,088,465人	1,091,040人
	3歳以上児	1,835,852人	1,839,718人	1,837,518人	1,834,326人	1,831,073人
	合計	3,187,464人	3,202,400人	3,210,207人	3,210,098人	3,209,628人
待機児童数	0歳児	164人	0人	0人	0人	0人
	1・2歳児	1,877人	0人	0人	0人	0人
	3歳以上児	213人	0人	0人	0人	0人
	合計	2,254人	0人	0人	0人	0人

参 考 資 料

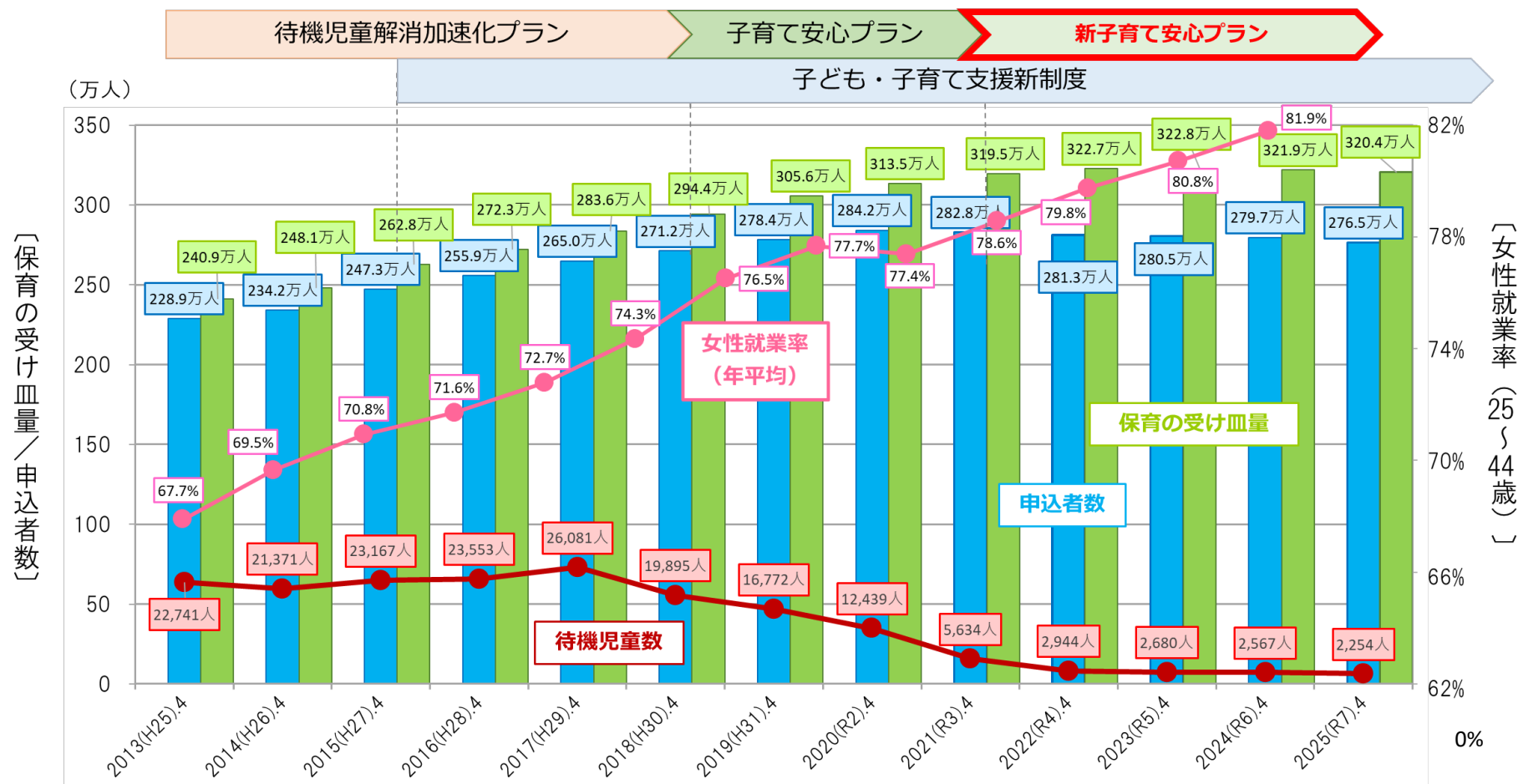
待機児童解消に向けた取組の状況について

【保育の申込者数の状況】

- これまで女性就業率（25歳から44歳）は上昇しており、これに伴って申込者数も年々増加していたが、令和2年をピークに申込者数は減少に転じている。**令和6年においても女性就業率は上昇（81.9%）したものの、2025（令和7）年4月時点の申込者数は減少している（約3.2万人減）。**
- 保育の申込者数は女性就業率の影響を受けることから、令和7年度以降の申込者数については**今後の女性就業率にも注視する必要がある。**

【待機児童数の状況】

- 2025（令和7）年4月時点の待機児童数は、**2,254人となり、ピークであった2017（平成29）年の26,081人から、8年連続で減少し、待機児童数は2017年（平成29年の）10分の1以下**となっている。



○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

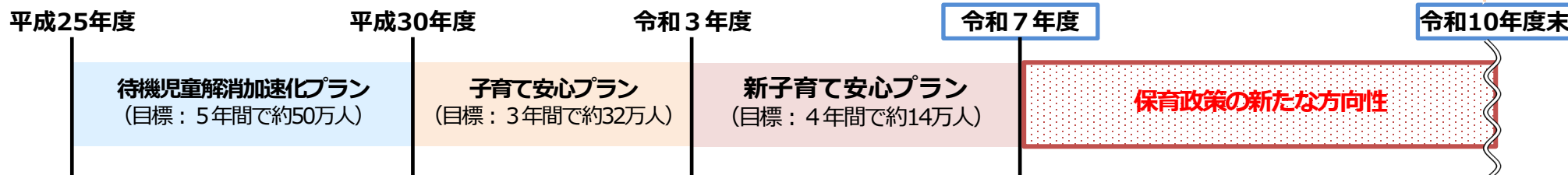


待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



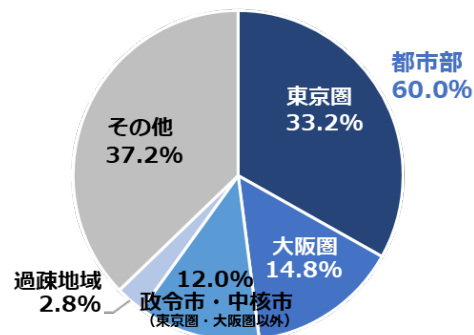
- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 - 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
 - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：待機児童対策

現状・課題等

- 「新子育て安心プラン」（令和3年度～令和6年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和6年は2,567人まで減少（各4月1日時点）
- 待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

○待機児童の6割が都市部で発生



※東京圏、大阪圏に所在する過疎市町村は過疎地域に計上

○待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R6年度	1,524	211	4	2
	87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年	14	▲14	▲2	2
R5年度	1,510	225	6	0

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保



✓対応のポイント

- 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員の配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援 等

【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

- 引き続き、4月1日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助
（参考）令和6年度ヒアリング実施：12都府県32自治体

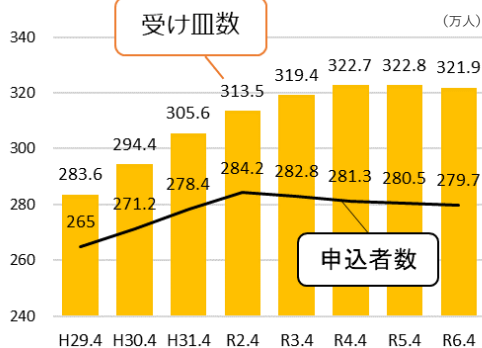
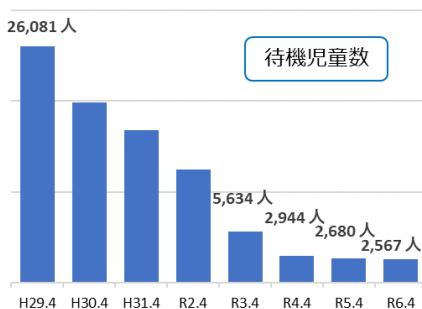
【待機児童対策協議会を活用した支援】

- 協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援



- 待機児童問題を早期に解消する
【待機児童数50名以上の自治体数：0自治体（令和8年度）】

○待機児童数・保育の受け皿数等の推移



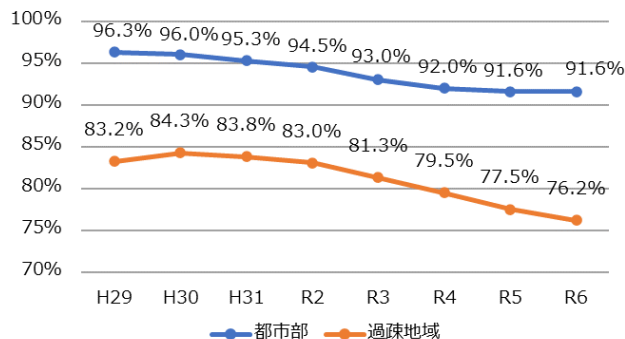
※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

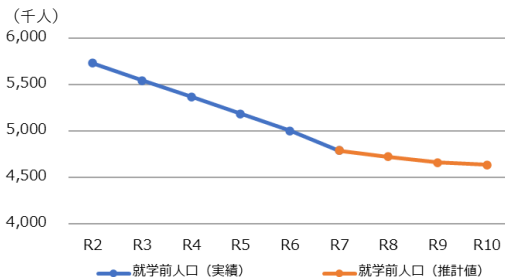
現状・課題等

- 受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある
- 人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要
- また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

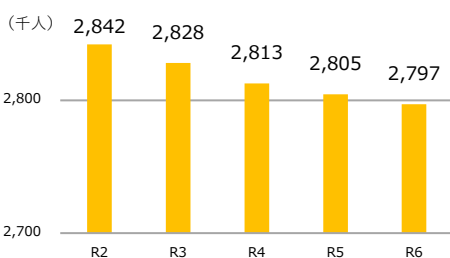
○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著



○就学前人口の推移（全国計）



○利用児童数の推移（全国計）



※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める



✓対応のポイント

- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

【人口減少に対応した公定価格】

- 定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む

【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

- 過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正】
- 先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

【小規模保育の充実】

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・できるだけ早期に】

【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

- 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】



- 人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築【計画的に多機能化に取り組む自治体数：100自治体（令和8年度）】

地域の課題に対応した財政支援

● 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。（採択市区町村数 634市区町村（令和7年8月時点））

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

1. 待機児童対策(※2)

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村

【1.②～⑦の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
※2 令和7年度当初予算においては、経過措置として従前の採択要件により実施計画を提出する市区町村も対象とする。
※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和11年度末までは経過措置として補助の対象とする。
※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の 高上げ（※5） （1／2→2／3） 設置主体の要件緩和
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の 高上げ（1／2→2／3）

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の高上げ（1／2→2／3）

(参考)「新子育て安心プラン」集計結果

「新子育て安心プラン」は、2021～2024(令和3～6)年度までの4か年計画であり、待機児童解消を図り、女性の就業率の上昇に対応するため、自治体が行う保育の受け皿整備の取組みを支援してまいりました。下記のとおり、4か年計画の実績を取りまとめております。

1. 新子育て安心プランによる保育の受け皿拡大量(実績)

	2021年度 (令和3年度) 【実績】	2022年度 (令和4年度) 【実績】	2023年度 (令和5年度) 【実績】	2024年度 (令和6年度) 【実績】	4か年合計の 必要見込み量
市区町村拡大量	24,840人	3,083人	▲ 7,829人	▲ 14,366人	5,728人
拡大量	85,395人	65,618人	64,463人	32,667人	248,143人
縮小量	▲ 60,555人	▲ 62,535人	▲ 72,292人	▲ 47,033人	▲ 242,415人

○ 新子育て安心プランによる2021(令和3)年度から2024(令和6)年度までの4か年の保育の受け皿拡大量は、約0.6万人。

2. 2024(令和6)年度の保育の受け皿拡大量【実績】

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
▲ 55,425	33,068	7,068	▲ 54	483	▲ 204	▲ 324	▲ 8	1,261	▲ 231	▲ 14,366	▲ 1,125	▲ 15,491

注) 認可保育所: 保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注) 企業主導型保育事業については、令和7年3月31日時点における令和6年度の拡大量見込み。

○ 2024(令和6)年度の保育の受け皿拡大量は、市区町村分で約1.4万人分、企業主導型保育事業で約0.1万人分減少。

3. 2025(令和7)年4月1日の保育の受け皿【実績】

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
2,072,235	751,004	83,450	3,794	101,288	3,141	14,121	249	34,772	36,129	3,100,183	103,763	3,203,946

注) 認可保育所: 保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注) 企業主導型保育事業については、令和7年3月31日時点における令和7年4月1日の受け皿見込み。

○ 2025(令和7)年4月1日時点の保育の受け皿は約320.4万人分となり、昨年から、約1.5万人分減少。